

検査の
背景

- ✓ 国は、東日本大震災からの復興の基本方針等に基づき、**復興期間（当初。平成23年度からの10年間）**のうち当初の5年間は**集中復興期間**として東日本大震災**復興交付金**の創設等の施策を、28年度からの5年間は**復興・創生期間**として被災者支援総合交付金の創設等の施策を実施。また、復興期間（当初）を通し原子力災害からの福島復興再生に向けた取組、帰還・生活再建に向けた取組等を実施
- ✓ 復興期間（当初）が終了し、令和7年度までの15年間とされた復興期間のうち、3年度からの5年間は第2期復興・創生期間として新たな基本方針に基づく取組が開始
- ✓ 会計検査院は、東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関して、参議院からの要請を受けて検査を実施し平成24年10月から29年4月までの間に計5回報告 等

検査の
状況

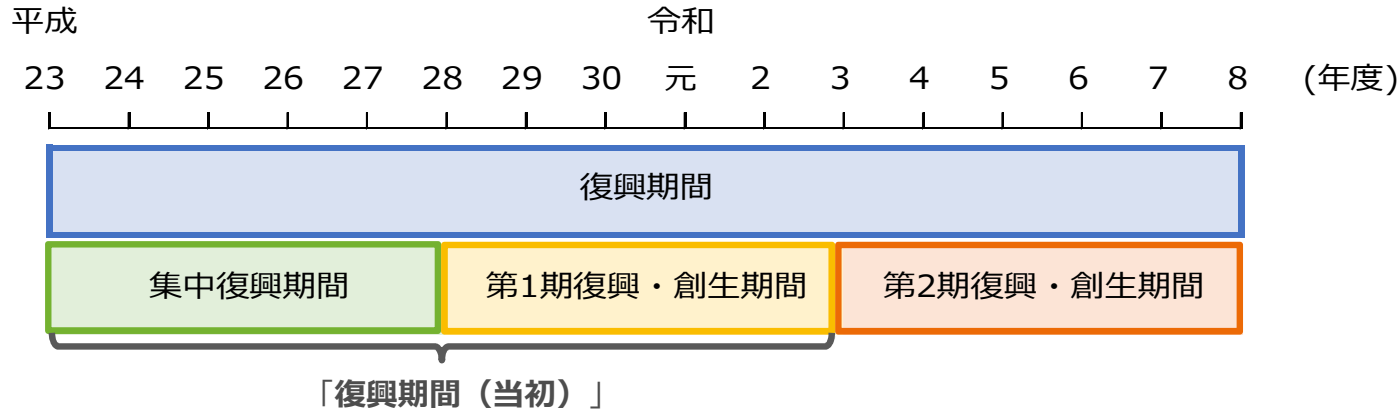
- ✓ 復興期間（当初）において措置された予算現額44兆7478億円の令和2年度末現在における執行状況は**支出済額38兆1711億円（執行率85.3%）**、繰越額4317億円（繰越率0.9%）、不用額6兆1448億円（不用率13.7%）。復興期間（当初）に特定被災自治体に交付された国庫補助金等及び地方交付税額計19兆3389億円のうち東北3県に交付されたものは**計17兆6796億円（全体の91.4%）**。なお、第2期復興・創生期間における事業費は1.6兆円程度の見込み
- ✓ 2年度をもって廃止することとされた復興交付金について、**44事業が4年度に延長して実施 等**
- ✓ 復旧・復興事業の実績及び成果の状況についてみると、①津波防災に関して、復興期間（当初）における防潮堤の完成率は2年度末現在で**76.1%（3年度末現在で92.1%）**。2年度末現在で東北3県で津波防災地域づくり法に基づく**津波災害警戒区域が指定されていない**（4年9月末現在も同様）。②住まい、市街地等の整備に関して、災害公営住宅の整備が4年以上保留されたまま、**復興公営住宅の宅地として利用されていない土地がある**。復興公営住宅の整備は保留を継続。③住民の帰還等に関して、復興庁が公表している避難者数に**避難を終了したと考えられる者が含まれていた**。帰還環境整備事業を実施しているが、**利用されないままとなっている施設あり**。認定復興再生計画の計画期間終了後、**国による検証等を行うこととなっていない 等**

所見

- ✓ 各種事業に係る予算執行の実績等を踏まえて、第2期復興・創生期間において各種事業が**円滑かつ着実に実施されるよう努めること**
- ✓ 延長して実施される復興交付金事業が**4年度中に完了するよう助言等を行うこと 等**
- ✓ 復旧・復興事業の実績及び成果の状況に関して、①災害に強い地域が形成されるよう、警戒避難体制の整備を進展させていくなどして、**「多重防御」のための施策を円滑に遂行していくよう、助言等を行っていくこと**、②整備された住宅の入居状況や土地の利用状況を踏まえ、**新たな整備について慎重に検討するなどの必要な助言等を行っていくこと**、③東北3県における**避難者数を正確に把握**したり、帰還環境整備事業により整備された**施設の利用状況等を把握**したり、帰還困難区域が設定されている市町村の**課題等を把握**したりなどして、これらを踏まえて**支援・助言等を行っていくこと 等**

検査の背景 国の復旧・復興への取組

○復興期間の名称 (注)復興期間の名称は令和2年7月第26回復興推進会議決定によるもの



○復興期間における国の主な取組

- ・集中復興期間の主な取組・・・東日本大震災復興交付金創設 等
- ・復興・創生期間の主な取組・・・被災者支援施策を一括化、拡充等した被災者支援総合交付金創設 等
- ・原子力災害からの福島復興再生に向けた取組・・・特定復興再生拠点区域の制度創設 等
- ・帰還・生活再建に向けた取組・・・福島再生加速化交付金等創設 等

○財政上の措置

- ・復旧・復興予算は東日本大震災復興特別会計(平成24年度～令和2年度)及び一般会計補正予算(平成23年度)で措置
- ・道府県及び市町村が実施する復旧・復興事業等における負担額等に対処するために震災復興特別交付税を創設 等
- ・令和2年7月第26回復興推進会議決定によれば・・・
復興期間（当初）の事業費 31.3兆円程度
第2期復興・創生期間の事業規模 1.6兆円程度 合計 32.9兆円程度
財源については、実績を踏まえると32.9兆円程度となり事業規模に見合うとした

検査の状況1-1 復旧・復興予算の執行状況

平成23年度～令和2年度（復興期間（当初）全体）
の予算現額 計44兆7478億円

令和2年度末現在の執行状況

- ・支出済額 38兆1711億円 執行率 85.3%
- ・不用額 6兆1448億円 不用率 13.7%
- ・繰越額 4317億円 繰越率 0.9%

支出済額を経費項目別にみると・・・

- 「復興関係公共事業等」 7兆7456億円
- 「原子力災害復興関係経費」 6兆1223億円
- 「地方交付税交付金」 5兆8790億円
- 「東日本大震災復興交付金」 3兆3281億円 等



検査の状況1-2

国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況①

特定被災自治体(注)に対する国庫補助金等及び地方交付税の交付額の状況 (令和2年度末現在)

(単位：百万円、%)

特定被災自治体が所在する道県名	国庫補助金等					地方交付税		特定被災自治体に対する交付額の合計 H=(A+B+C+D+E+F+G)
	補助事業等 国庫補助金等交付額	復興関連基金事業 国庫補助金等交付額	復興交付金 事業 復興交付金 交付額	被災者支援 総合交付金 事業 支援交付金 交付額	福島再生加 速化交付金 事業等 福島交付金 交付額等	地方負担に係る 地方財政措置と しての震災復興 特別交付税	復興基金事業 特別交付税及び 震災復興特別交 付税交付額	
	A	B	C	D	E	F	G	
計 (11道県)	6,552,035	3,302,438	3,328,347	64,042	585,703	5,205,654	300,701	19,338,922
計 (東北3県)	5,972,234	3,172,441	3,222,300	63,763	585,703	4,395,598	267,622	17,679,665
計(11道 県)に占め る割合	91.1	96.0	96.8	99.5	100.0	84.4	88.9	91.4

(注)特定被災自治体（11道県及び管内227市町村）・・・東日本大震災財法で定める特定被災地方公共団体である9県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県)、特定被災地方公共団体である市町村及びそれ以外の特定被災区域内の市町村、9県以外で特定被災地方公共団体である市町が所在する北海道及び埼玉県

(左のうち国庫補助金等を受けて地方公共団体等が実施する事業の概要)
補助事業等(A)・・・津波防災、産業再生等の事業のため地方公共団体等が実施
復興関連基金事業(B)・・・産業再生等の事業のため基金造成等した基金団体が実施
復興交付金事業(C)・・・津波防災、住まい、市街地等の整備、産業再生等の事業のため特定被災自治体等が実施
被災者支援総合交付金事業(D)・・・被災者支援等の事業のため特定被災自治体等が実施
福島再生加速化交付金事業等(E)・・・住まい、市街地等の整備、住民の帰還等の事業のため特定被災自治体等が実施等

復興期間（当初）に特定被災自治体に交付された額は計19兆3389億円、このうち東北3県(岩手、宮城、福島各県)に交付されたものは計17兆6796億円（全体の91.4%）
 （東北3県及び管内市町村における国庫支出金等の受入れの状況は4ページを参照）

復興交付金事業の実施状況

- ・復興期間(当初)において特定被災自治体のうち8道県及び99市町村に交付された額は計3兆3283億円、執行額等は計3兆1348億円
- ・復興交付金は2年度をもって廃止することとされ、復興庁は事業を実施している自治体に対して4年度中に確実に事業を完了するよう求める
- ・復興交付金事業2,911事業(基幹事業)のうち44事業は3年度中に完了せずに4年度に延長して実施
 (他の復旧・復興事業の実施状況については報告書を参照)

所見

各種事業に係る予算執行の実績等を踏まえて、第2期復興・創生期間において各種事業が円滑かつ着実に実施されるよう努めること
 延長して実施されている復興交付金事業が4年度中に完了するよう助言等を行うこと等

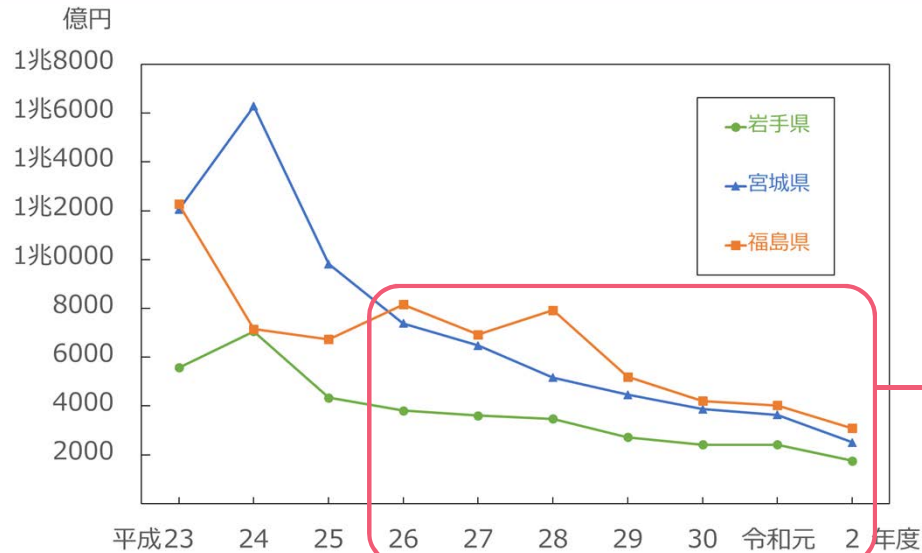
(復興関連基金事業の所見については報告書を参照)

検査の状況1-2

国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況②

東北3県及び管内市町村等における国庫支出金等（国庫支出金及び震災復興特別交付税）の受入れの状況

東北3県及び管内市町村等における国庫支出金等の受入れの状況
(平成23年度～令和2年度)



注(1) 総務省が公表している「地方財政状況調査」を基に会計検査院が作成した。
注(2) 復旧・復興事業分の歳入のうち「国庫支出金」及び「震災復興特別交付税」を集計している。

- 平成23、24両年度（当初2年間）は岩手県及び宮城県も多くの国庫支出金等を受入れ
- 岩手県及び宮城県は25年度以降は減少しており、福島県については28年度までは増減を繰り返しているが、29年度以降は減少

・26年度以降は福島県が東北3県の中で最も多額

(注) 避難指示・解除区域市町村（12市町村）……避難指示区域が設定され、又は避難指示が解除されるなどした区域が所在する田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯館各村

東北3県及び管内市町村等の歳入総額（平成23年度～令和2年度）

(単位：億円、%)

年度	岩手県			宮城県			福島県			避難指示・解除区域市町村		
	歳入総額			歳入総額			歳入総額			歳入総額		
	A	国庫支出金等 B	左の割合 B/A	C	国庫支出金等 D	左の割合 D/C	E	国庫支出金等 F	左の割合 F/E	G	国庫支出金等 H	左の割合 H/G
23	2兆2717	5567	24.5	3兆6309	1兆2047	33.1	3兆4420	1兆2267	35.6	1747	438	25.1
24	2兆5026	7062	28.2	4兆3741	1兆6280	37.2	3兆1057	7146	23.0	1931	456	23.6
25	2兆3110	4341	18.7	3兆8027	9813	25.8	3兆3150	6729	20.3	2123	398	18.7
26	2兆1944	3808	17.3	3兆4748	7388	21.2	3兆6572	8156	22.3	3609	1396	38.6
27	2兆1868	3610	16.5	3兆4440	6476	18.8	3兆5441	6928	19.5	3047	550	18.0
28	2兆1564	3474	16.1	3兆1292	5168	16.5	3兆5450	7923	22.3	3026	836	27.6
29	2兆0417	2725	13.3	2兆9212	4462	15.2	2兆8587	5196	18.1	3001	967	32.2
30	1兆9468	2420	12.4	2兆7373	3872	14.1	2兆5837	4205	16.2	2849	843	29.5
令和元	1兆8846	2416	12.8	2兆6817	3642	13.5	2兆6047	4021	15.4	2750	724	26.3
2	2兆1167	1759	8.3	3兆0963	2508	8.1	3兆0395	3083	10.1	2954	540	18.2
計注(4)	21兆6132	3兆7187	17.2	33兆2927	7兆1660	21.5	31兆6962	6兆5659	20.7	2兆7042	7153	26.4

注(1) 総務省が公表している「地方財政状況調査」を基に会計検査院が作成した。
注(2) 「歳入総額」は、県及び管内市町村等の「歳入合計」を集計している。
注(3) 「国庫支出金等」は、復旧・復興事業分の歳入のうち「国庫支出金」及び「震災復興特別交付税」を集計している。
注(4) 「計」は、復興期間（当初）の平成23年度から令和2年度までを集計している。

・東北3県における歳入額に占める国庫支出金等の割合は23、24両年度は25%から35%程度と高くなっていたが、令和2年度には**おおむね10%以下に減少**

・避難指示・解除区域市町村(注)である12市町村の歳入総額に占める国庫支出金等の割合は**福島県全体と比べてやや高くなっている**

検査の状況2 復旧・復興事業の実績及び成果の状況

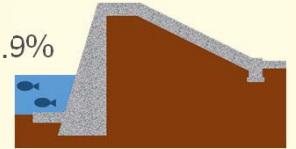
①津波防災に関する施策に係る事業

＜東北3県の防潮堤の整備状況（ハード）＞

- ・沿岸37市町村に所在する海岸保全区域に係る海岸における防潮堤の整備に係る事業は2年度末現在で583海岸で実施
- ・防潮堤が**完成した海岸数**は2年度末現在で**444海岸**、**完成率は76.1%**（3年度末現在で**92.1%**）。支出済事業費からみた進捗率は**90.9%**

＜東北3県における津波災害警戒区域の指定等の状況（ソフト）＞

- ・**2年度末現在**で東北3県で津波防災地域づくり法に基づく**津波災害警戒区域が指定されていない**（4年9月末現在も同様）。
- また、沿岸29市町村のうち7市町で避難対象地域が指定されていない、21市町のうち10市町で避難困難地域が設定されていない 等



所見

災害に強い地域が形成されるよう、警戒避難体制の整備を進めていくなどして、「**多重防御**」のための施策を円滑に遂行していくよう**助言等を行っていくこと**

②住まい、市街地等の整備に関する事業

- ・災害公営住宅整備事業等は岩手、福島両県及び56市町村が実施。2年度末現在の計画戸数に対する整備済みの戸数の割合は**99.4%**と整備はおおむね完了
- ・福島県において153戸が未整備。うち**123戸**については県により**整備が4年以上保留されたまま**となっており、既に造成工事等が終了している**115戸**に係る**土地が復興公営住宅の宅地として利用されていない**。福島県は**保留を継続**としている

所見

整備された住宅の入居状況や土地の利用状況を踏まえ、**新たな整備について慎重に検討するなどの必要な助言等を行っていくこと**

③住民の帰還等の状況等

＜東北3県における避難者数の状況＞

復興庁は、全国避難者情報システムにより避難先市町村が把握している避難者数を調査して公表。復興庁が公表している避難者数の中には、**既に避難を終了したと考えられる者が多数含まれており**、復興庁が公表している宮城県の県外避難者数(3年3月10日現在3,670人)は、同県の把握している県外避難者数(同月11日現在87人)と**大きくかい離**

＜福島県における住民の帰還等の状況＞

原子力災害対策本部の決定に基づき避難指示区域が設定され、又は避難指示が解除されるなどした区域が所在する12市町村は、住民の帰還等の促進を目的として様々な帰還環境整備事業を実施。複数の市町村では、避難指示の解除後も**住民の帰還が順調に進んでいないため、利用されないままとなっているなどの施設が見受けられた**

＜認定復興再生計画による帰還のための取組の実施状況＞

認定復興再生計画における事業等の完了率は4年6月時点で**おおむね10%台**。認定復興再生計画は福島特措法等において、計画期間終了後、**国による検証等を行うこととなっていない**



所見

東北3県における**避難者数を正確に把握**したり、帰還環境整備事業により**整備された施設の利用状況等を把握**したり、帰還困難区域が設定されている市町村の**課題等を把握**したりなどして、**これらを踏まえて支援・助言等を行っていくこと**

（他の復旧・復興事業の実績及び成果の状況、産業再生に関する事業及び被災者支援に関する事業の所見については報告書を参照）